

●被措置児童等虐待の状況について【令和5年度分】

1. 届出・通告受理の状況

届出・通告 受理件数	虐待事実が認め られた件数	虐待事実が認めら れなかった件数	虐待事実の判断に 至らなかった件数	調査中
4件	3件	6件	3件	0件

※1件の届出・通告の中に複数の事案が含まれている場合があり、届出・通告受理件数と虐待事実の認定等件数は合致しません。

2. 被措置児童等虐待の状況

施設種別	虐待の類型	施設職員等の種別	被害児童数
社会的養護関係施設	身体的虐待 心理的虐待	児童指導員	2名
里親等			
障害児施設等	身体的虐待	児童支援員	1名
一時保護施設等			

※施設等の種別

【社会的養護関係施設】 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

【里親等】 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

【障害児施設等】 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関

【一時保護施設等】 児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者

3. 県が講じた措置

・文書による指導 4件

※調査の結果、虐待の事実が認められなかった事案等についても、施設等に対し、注意喚起、助言等を実施。

このページに関するお問い合わせ先

共生社会推進部 こども家庭局 こども支援課
電 話 073-441-2490
FAX 073-441-2491